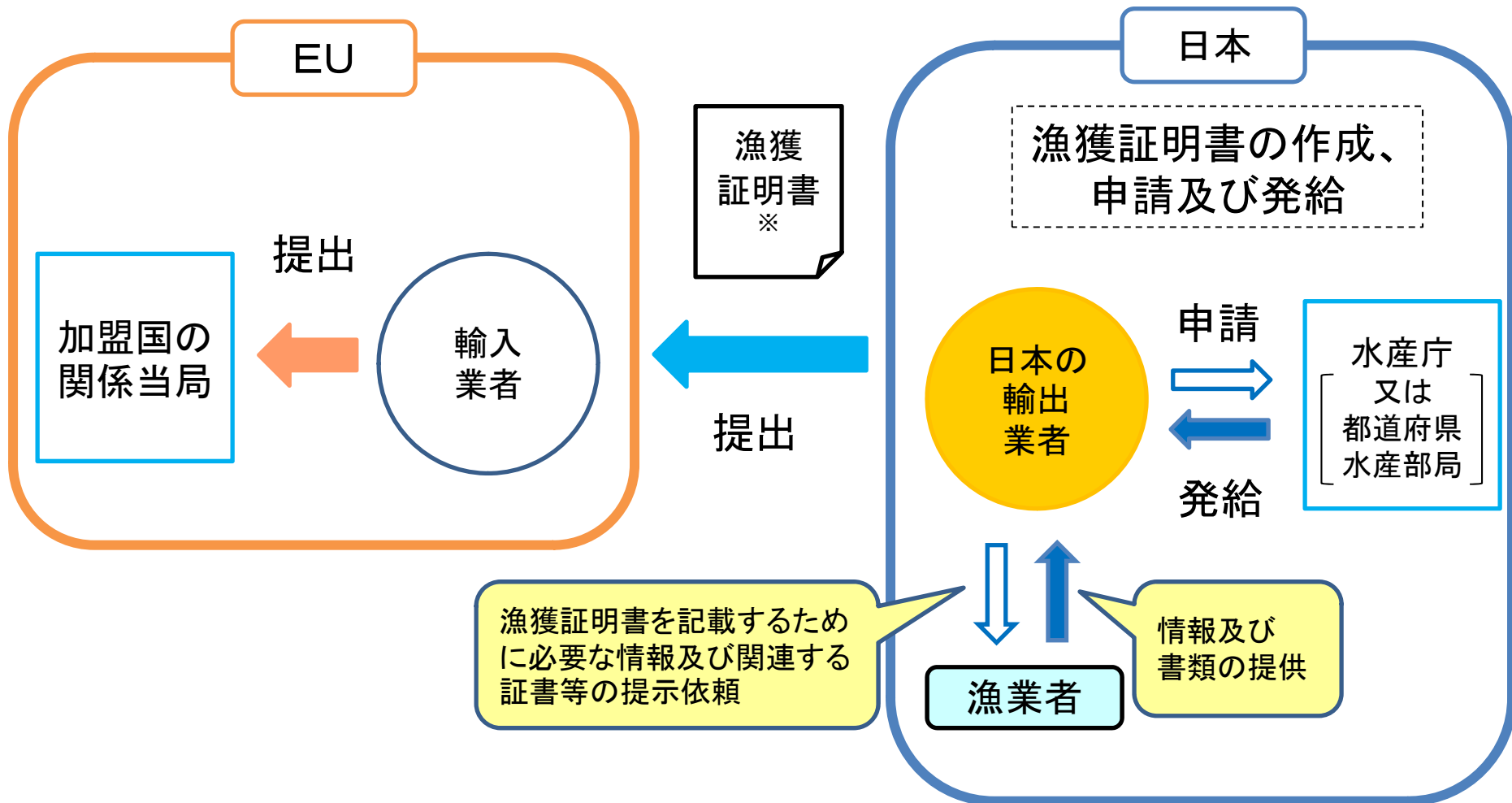


漁獲証明書等の作成・申請・発給 手続きのフロー図

水産製品(未加工水産物)の輸出について①

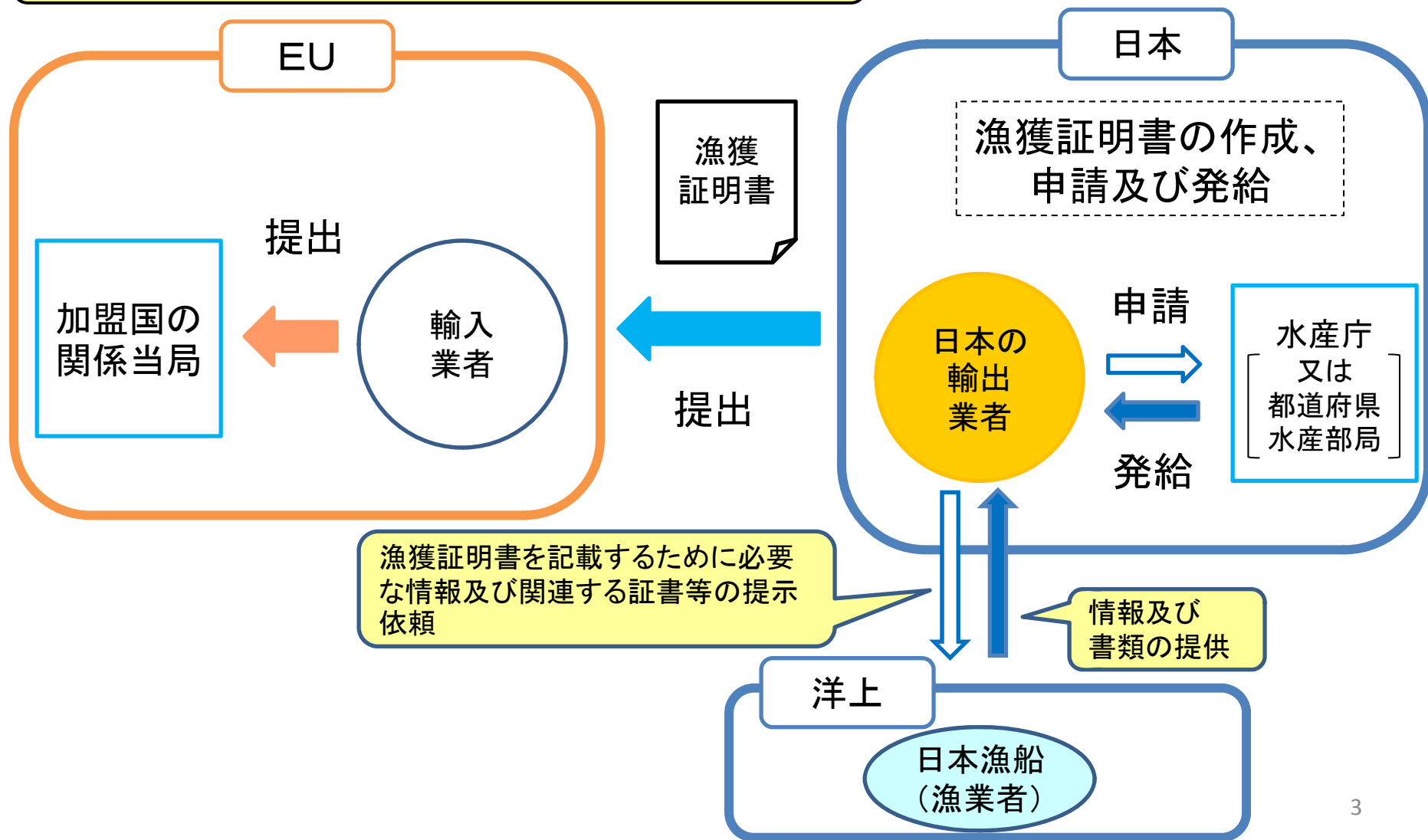
日本からEUへ直接水産製品を輸出する場合



※ 日本から輸出されてEUの税関を通過する際の積送品の重量分の漁獲証明書を作成。
(例) 100トンの漁獲があったとしても、EUに輸出するのが50トンであれば、50トン分の漁獲証明書を作成。

水産製品（未加工水産物）の輸出について②

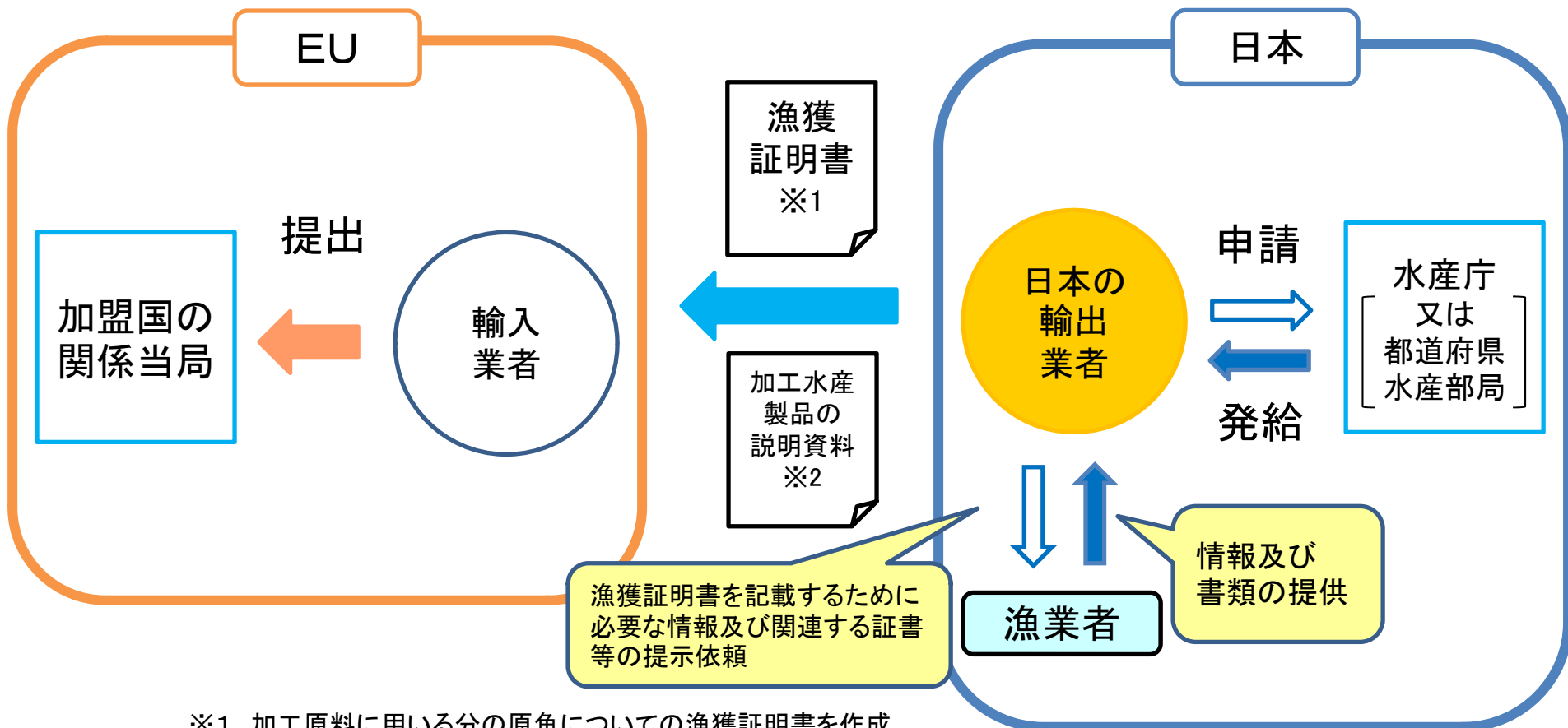
日本漁船からEUの港において直接水産製品を輸出



加工水産製品の輸出について①

日本からEUへ直接加工水産製品を輸出

①原料が日本産の場合



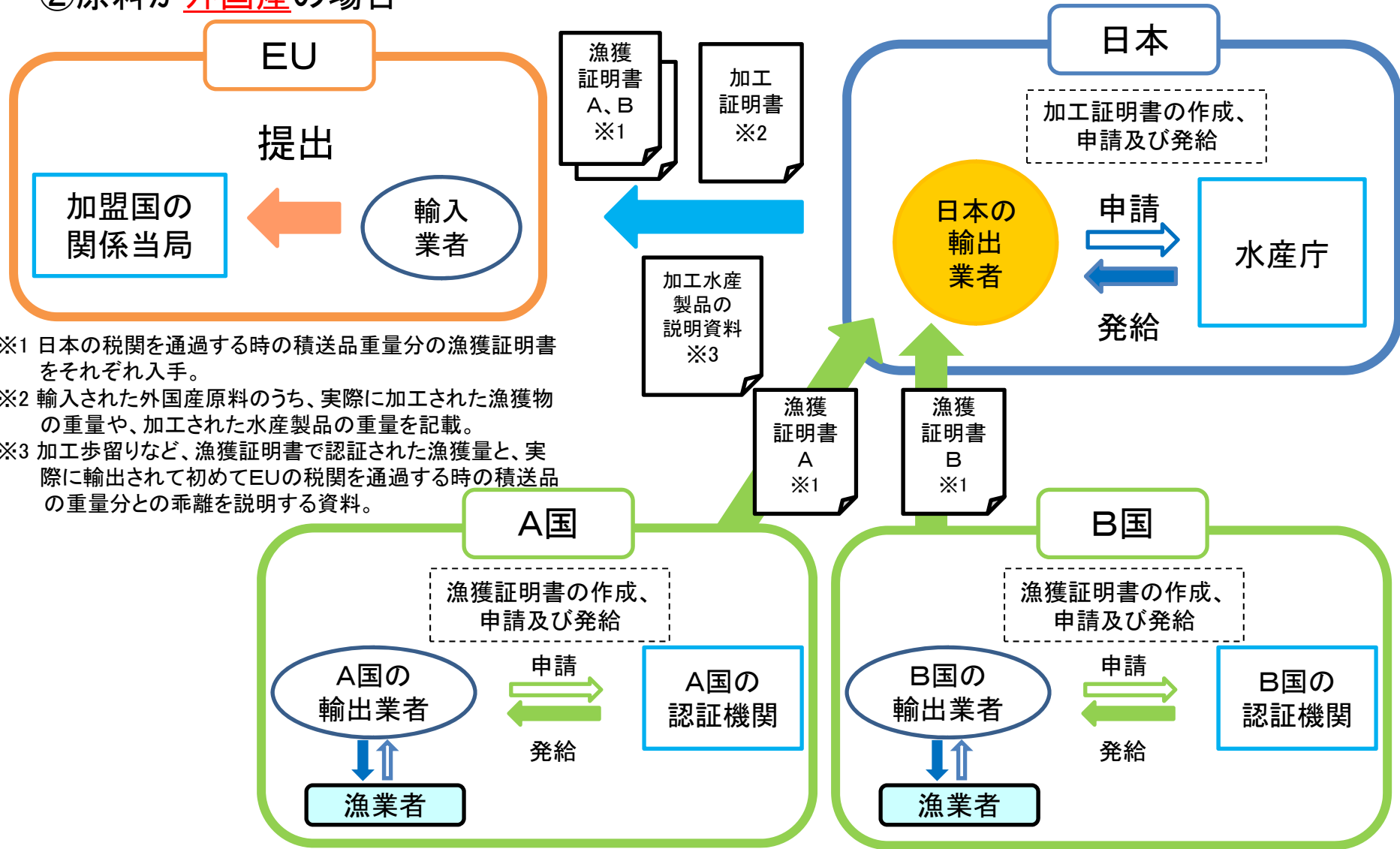
※1 加工原料に用いる分の原魚についての漁獲証明書を作成。
(100トンの漁獲があったとしても、加工に用いるのが50トンであれば、50トン分の漁獲証明書を作成。)

※2 加工歩留りなど、漁獲証明書で認証された漁獲量と、実際に輸出されて初めてEUの税関を通過する時の積送品の重量分との乖離を説明する資料。

加工水産製品の輸出について②

日本からEUへ直接加工水産製品を輸出

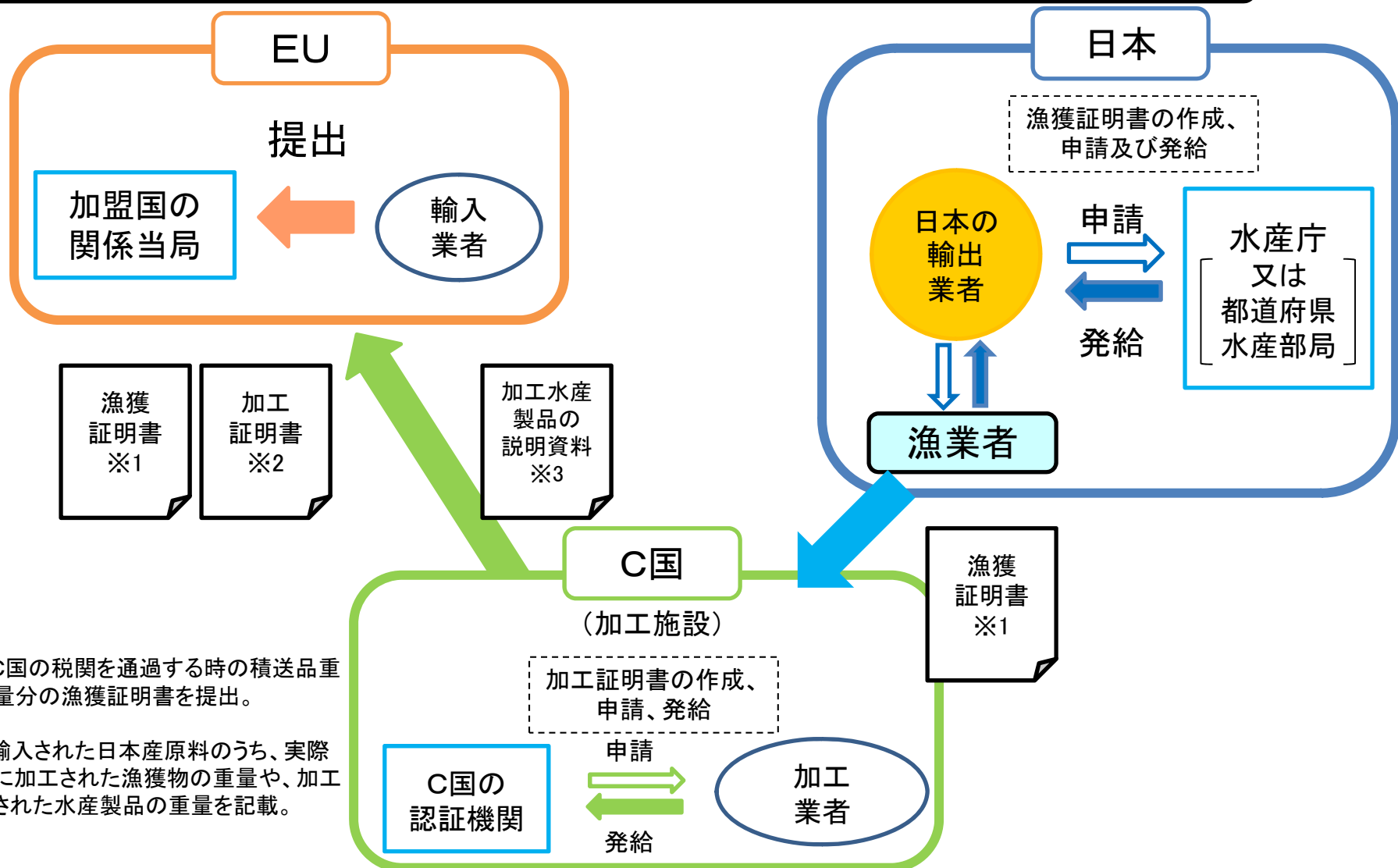
②原料が外国産の場合



※1 日本の税関を通過する時の積送品重量分の漁獲証明書をそれぞれ入手。
※2 輸入された外国産原料のうち、実際に加工された漁獲物の重量や、加工された水産製品の重量を記載。
※3 加工歩留りなど、漁獲証明書で認証された漁獲量と、実際に輸出されて初めてEUの税関を通過する時の積送品の重量分との乖離を説明する資料。

加工水産製品の輸出について③

日本産の原料を用いて、第3国で製造した加工水産製品をEUに輸出する場合



※1 C国の税関を通過する時の積送品重量分の漁獲証明書を提出。

※2 輸入された日本産原料のうち、実際に加工された漁獲物の重量や、加工された水産製品の重量を記載。

※3 加工歩留りなど、漁獲証明書で認証された漁獲量と、実際に輸出されて初めてEUの税関を通過する時の積送品の重量分との乖離を説明する資料。